

○周南市農業委員会申請等に係る本人確認の手續等に関する取扱要綱

令和7年1月1日農委要綱第1号

周南市農業委員会申請等に係る本人確認の手續等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）に対する申請等における虚偽又は不正の防止及び個人情報の保護並びに事務の正確性の確保を図るため、申請書等の受付窓口等における本人確認の手續等について、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請等 委員会への申請、申出、届出その他これらに類するものをいう。
- (2) 申請書等 申請等を行うために提出する申請書、申出書、届出書その他これらに類するものをいう。
- (3) 許可書等 委員会が交付する許可書、受理通知書、証明書その他これらに類するものをいう。
- (4) 申請者等 申請等を行おうとする本人（申請者、申出者、届出者その他これらに類する者）をいう。
- (5) 代理人 申請者等に代わって意思表示をし、又は第三者からの意思表示を受ける権限を持つ者をいう。
- (6) 窓口 申請書等の受付窓口（受け付ける場所をいう。以下同じ。）又は許可書等の交付窓口（交付する場所をいう。以下同じ。）をいう。
- (7) 使者 申請者等又はその代理人から依頼され、窓口に出向き、代行して申請書等の提出又は許可書等の受領のみを行う者をいう。
- (8) 本人確認 申請書等を提出する者又は許可書等を受領する者（単に伝達等を行う使者を除く。）が申請者等本人又はその代理人本人であることの確認をいう。

(本人確認の対象)

第3条 本人確認を要する申請等は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請書等に記載された者の有する権利を害するおそれがあるもの
- (2) 申請書等に記載された者に不当な義務を課すおそれがあるもの

- (3) 第三者による不正な利用のおそれがあるもの
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の会長（以下「会長」という。）が必要と認めるもの
- 2 委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、前項の規定を基に、委員会へ提出される書類を提出時に本人確認が必要な申請書等書類とそれ以外の本人確認が不要な申請書等書類に振り分けて、あらかじめ示しておくものとする。
- 3 事務局は、前項の規定により本人確認が必要な申請書等書類としたものに係る申請等は、次条から第10条までの規定により必要な事務を行わなければならないものとし、本人確認が不要な申請書等書類としたものに係る申請等は、これらの事務を行わないことができるものとする。

（窓口に来た申請者等の本人確認）

第4条 申請者等が個人の場合に、窓口に来た申請者等の本人確認は、次の方法により行う。

- (1) 官公署が発行した顔写真付きの本人を確認する書類（有効期限内のものに限る。以下「官公署発行の写真付身分証明書」という。）の提示を求め、申請書等に記載の申請者等と同じかどうかを確認する。
  - (2) 官公署発行の写真付身分証明書の提示を受けることが困難であるときは、官公署が発行した官公署発行の写真付身分証明書以外の本人を確認する書類（有効期限内のものに限る。以下「官公署発行の写真無身分証明書」という。）の二つ以上の書類の提示を求め、申請書等に記載の申請者等と同じかどうかを確認する。
  - (3) 前2号の規定によることが困難であるときは、官公署発行の写真無身分証明書一つと官公署発行以外の本人を確認する書類（有効期限内のものに限る。）の提示を求め、申請書等に記載の申請者等と同じかどうかを確認する。
  - (4) 前3号に規定する書類の提示を受けることが困難であるときは、当該本人であれば知り得ると認められる質問等による調査により、申請書等に記載の申請者等と同じかどうかを確認する。
- 2 申請者等が法人の場合に、窓口に来た当該法人の代表者の本人確認は、法人が発行した代表者の顔写真付きの本人を確認する書類（有効期限内のものに限る。以下「法人発行の写真付代表者証明書」という。）又は前項に規定する書類（以下「身分証明書等本人確認書類」という。）の提示を求め、申請書等に記載の申請者等である

法人の代表者と同じかどうかを確認する。

- 3 連名申請（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条、第 4 条、第 5 条又は第 18 条の規定による譲渡人と譲受人、貸付人と借受人、賃貸人と賃借人などの申請者等の連名の申請等をいう。以下同じ。）又は共有等で申請者等が複数人いる場合は、窓口に来た申請者等 1 人分の本人確認を行う。その場合において、窓口に来た申請者等が窓口に来ていない他の申請者等の代理人になっている場合を除き、窓口に来ていない他の申請者等からの委任状（周南市農業委員会行政書士等の代理人による申請手続等に関する取扱要綱（令和 6 年周南市農業委員会要綱第 2 号。以下「代理人取扱要綱」という。）第 6 条第 1 項第 1 号に規定する委任状をいう。以下同じ。）は不要とする。

（窓口に来た代理人の本人確認）

第 5 条 窓口に来た代理人が任意代理人（代理人取扱要綱第 3 条に規定する者をいう。以下同じ。）の場合の本人確認は、次の方法により行う。

- （1） 身分証明書等本人確認書類の提示を求め、申請書等に記載の代理人及び委任状に記載の受任者と同じかどうかを確認する。ただし、代理人取扱要綱第 6 条第 1 項第 1 号オの規定により申請者等の同一世帯員（同じ住所で生計を一緒にしている世帯の構成員をいう。以下同じ。）が代理人になる場合は、単なる事実の確認である証明、台帳に記載されていることの証明その他申請等に係る専門的な書類の作成を伴わない形式的な証明に限り、委任状の添付は不要となっている。
- （2） 前号の規定にかかわらず、行政書士（行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）に基づく国家資格者をいう。以下同じ。）の場合は、身分証明書等本人確認書類の提示に代えて、行政書士証票（行政書士法施行規則（昭和 26 年総理府令第 5 号）第 13 条に規定する会員証並びに日本行政書士会連合会会則（昭和 46 年 12 月 1 日施行）第 39 条第 2 項第 8 号及び日本行政書士会連合会行政書士証票に関する規則（平成 14 年 7 月 1 日施行）第 1 条に規定する行政書士証票をいう。以下同じ。）の提示でも可能とする。
- （3） 前 2 号の規定にかかわらず、行政書士法人（行政書士法第 13 条の 3 に規定する行政書士法人をいう。以下同じ。）の代表者の場合は、法人発行の写真付代表者証明書、行政書士証票又は身分証明書等本人確認書類の提示を求め、申請書等に記載の代理人である行政書士法人の代表者及び委任状に記載の受任者である

行政書士法人の代表者と同じかどうかを確認する。

- 2 窓口に来た代理人が法定代理人（代理人取扱要綱第4条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）の場合の本人確認は、身分証明書等本人確認書類の提示を求め、申請書等に記載の代理人及び法定代理人であることを証する書類（代理人取扱要綱第6条第2項に規定する法定代理人であることを証する書類をいう。以下同じ。）に記載の法定代理人と同じかどうかを確認する。

（窓口に来られない申請者等又は代理人の本人確認）

第6条 代理申請等（代理人取扱要綱第2条第1項に規定する代理申請等をいう。以下同じ。）を除き、申請書等の提出時に窓口に来られない申請者等（申請者等が法人の場合は当該法人の代表者）の本人確認は、次の方法により行う。

- (1) 申請書等に記載された申請者等全員に事務局から電話し、申請者等の本人であること、申請等の意思があること等を確認する。
  - (2) 前号の規定にかかわらず、提出された申請書等に申請者等の身分証明書等本人確認書類の写し（申請者等が法人の場合は法人発行の写真付代表者証明書の写し又は身分証明書等本人確認書類の写し）が添付されている場合は、それにより申請者等の本人確認ができたものとし、電話連絡は行わないものとする。
- 2 代理申請等で申請書等の提出時に窓口に来られない代理人（代理人が行政書士法人の場合は当該法人の代表者）の本人確認は、次の方法により行う。
    - (1) 代理人に事務局から電話し、申請書等に記載の代理人及び委任状に記載の受任者又は法定代理人であることを証する書類に記載の法定代理人であること、代理申請等の意思があること等を確認する。
    - (2) 前号の規定にかかわらず、提出された申請書等に代理人の身分証明書等本人確認書類の写し（行政書士の場合は行政書士証票の写し又は身分証明書等本人確認書類の写し、行政書士法人の場合は法人発行の写真付代表者証明書の写し、行政書士証票の写し又は身分証明書等本人確認書類の写し）が添付されている場合は、それにより代理人の本人確認ができたものとし、電話連絡は行わないものとする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、許可書等の交付時に本人確認を実施し、又は住民基本台帳により当該申請者等の住所地を確認することができるときは、当該住所地に許可書等を送付することにより本人確認に代えることができるものとする。

(窓口に来た使者の身分確認等)

第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げた者が使者として窓口に来た場合に、それぞれ当該各号に定めるところによりその身分が確認できたときは、当該使者に申請書等の提出又は許可書等の受領を依頼した申請者等又は代理人（以下「代行を依頼した申請者等又は代理人」という。）の本人確認が行なわれたものとみなす。ただし、使者は申請者等から代理権限を付与されていないため、申請書等の訂正はできないものとする。

(1) 申請者等（個人に限る。）の同一世帯員 使者としての身分の確認は、身分証明書等本人確認書類の提示を求めるとともに、事務局において住民基本台帳を調べ、その者が申請書等に記載の申請者等の同一世帯員であるかどうかを確認する。

(2) 申請者等（法人に限る。）の従業員 使者としての身分の確認は、写真付社員証（有効期限内のものに限る。）等の提示を求め、その者が申請書等に記載の法人に所属しているかどうかを確認する。

(3) 代理人（行政書士又は行政書士法人に限る。）の事務所の従業員 使者としての身分の確認は、事務所が発行した従業員の顔写真付きの本人を確認する書類（有効期限内のものに限る。）、行政書士補助者証（行政書士法施行規則第5条（第12条の3により準用される場合も含む。）に定める者の証をいう。）等の提示を求め、その者が委任状に記載の代理人の事務所に所属しているかどうかを確認する。

2 前項の各号に掲げる者以外の者が、使者として窓口に来た場合は、身分証明書等本人確認書類の提示を求めるとともに、前条に規定する方法により代行を依頼した申請者等又は代理人の本人確認を行うとともに、使者に代行を依頼したことの事実確認を行う。

(本人確認等の省略)

第8条 第4条から前条までの規定にかかわらず、申請者等、代理人又は使者の身分が明かであると認められる場合は、本人確認又は使者としての身分の確認を省略することができるものとする。

(本人確認の結果の記録)

第9条 第4条から第7条までの規定による本人確認の結果、本人であると認めるときは、その方法、提示を受けた書類の種類その他必要な事項を申請書等に記録するものとする。

(本人確認ができない場合の措置)

第 10 条 申請等の提出について、第 4 条から第 8 条までの規定による本人確認の結果、申請書等を提出する者がその本人であると認められない場合（代理人として認められない場合も含む。）又はその者が本人確認に応じず、かつ、申請者等本人の意思による申請等であることに疑義があると認められる場合は、当該申請等を却下するものとする。

2 許可書等の交付について、第 4 条から第 8 条までの規定による本人確認の結果、許可書等を受領する者がその本人であると認められない場合（代理人として認められない場合も含む。）又はその者が本人確認に応じない場合は、当該許可書等を交付しないものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。